

---

◇泉 美和子 議員

○議長（森元淑雄） 次に、10番、泉 美和子議員の一般質問を許可いたします。泉 美和子議員、登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度の実施について伺います。

年齢を重ねると耳が聞こえにくくなる加齢性難聴は、誰にでも起こる可能性があり、高齢者の半数以上が、聴力に何らかの不自由さを抱えていると言われていています。難聴の進行は、コミュニケーション機会の減少を招き、鬱病や認知症につながることも懸念されています。国の認知症施策においても、難聴を認知症の危険因子の一つに挙げています。

日常生活での聞こえづらさを補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされていますが、補聴器1台の平均価格は15万円と高額で保険適用にならないため、全額自己負担です。物価高騰が続き、生活が厳しくなる中、年金生活者や所得が低い高齢者にとっては負担が大きいものです。

補聴器購入費用の助成実施については、2019年と2022年の定例議会で質問してきましたが、その後、独自助成をする自治体が広がっています。県内でも、昨年度から今年度にかけて助成する自治体が広がり、近隣では横手市、仙北市に続き、大仙市も今年度から18歳以上の難聴者を対象に助成制度を実施しました。北秋田市では申込者が多く、6月議会で補正予算を組んだとのこと。 「ぜひ町でも助成してほしい」という住民の声が寄せられています。

補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要で、WHOでは、聴力が中等度からの補聴器の使用を推奨しています。補聴器の使用で、高齢者の社会参加や介護予防を促進するためにも、加齢性難聴者の補聴器購入助成制度を実施するべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

補聴器購入費助成につきましては、先ほど議員からもご紹介ありましたが、令和元年9月議会及び令和4年12月議会における一般質問において、「国の動向に注視し、ほかの自治体の取組状況などを把握しながら引き続き検討していく」旨答弁しておりますが、現時点において、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴の方に対する補聴器購入には、国の支援制度は

創設されておりません。

一方、議員ご説明のとおり、県内では、助成制度を創設した自治体が増加しているところであります。こうした状況の中、町民からの補聴器助成に関する問合せは4月以降5件あり、高額な補聴器購入に対する助成制度のニーズが一定程度あることを認識しているところであります。

また、令和6年3月に報告されました、国の令和5年度老人保健健康増進等事業による「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業報告書」では、難聴高齢者への支援は第1段階の普及啓発において、聞こえづらいつと感じたらすぐに行動に移してもらえるよう、難聴に関心を持つきっかけづくりが必要とし、「聞こえにくさ」について、早期の段階で専門医に正しく判断してもらうことが重要であると報告されております。

こうした状況を踏まえ、町としては補聴器購入に対する支援を聞こえにくさに対する早期対応の一つとして捉え、今年度下期からの助成開始を視野に、今後、支援内容を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子） 地方自治法改正について、町長の見解をお伺いいたします。

大規模災害、感染症の蔓延など国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に、国が地方自治体の自治事務に関して、必要な指示をすることができる仕組みを盛り込んだ地方自治法改正案が国会で審議されています。この法案の最大の問題は、政府が「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断」すれば、地方自治体に対して発動できる国の「指示権」を新たに導入することです。重大な事態の範囲は極めて曖昧で、時の政府の勝手な判断となるのではないかと懸念されるものです。

国の指示は、感染症拡大や大規模災害、その他の事態に出せることになっていますが、武力紛争という事態での発動が想定され、平和主義との関係でも問題があり、緊急事態条項を先取りをし、憲法を骨抜きにするものです。「対等」が原則の国と自治体の関係を変え、地方分権の流れに逆行するとの批判が上がっています。改正案に対し、弁護士、自治体首長や職員、識者らが、自治と地域主権を脅かす危険性を指摘し、廃案を訴える声明が出されているほか、地方議会から反対や慎重審議を求める意見書が可決されています。

東京都世田谷区の保坂展人区長は、自治体の判断を飛び越えて、国に強い権限を持たせる危険性を指摘しています。このたびの地方自治法改正案について、自治体の首長としてどのように受

け止めているのか、見解をお伺いいたします。

また、地方自治法が改正された場合、地方自治体への影響はどのようなものがあると考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

地方自治法改正案についてですが、令和6年3月1日に国会に提出され、ご説明のとおり、5月30日に衆議院本会議で可決、現在、参議院で審議されているところです。その改正案ですが、DXの進展を踏まえた対応、地域の多様な主体の連携及び協働の推進、大規模な災害、感染症の蔓延、その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例を規定しており、議員ご説明の「指示権」に関する規定が、この特例に含まれているところです。

具体的には4つの特例があり、1として重大な事態に際して、事態対処の基本方針の検討等のため、国は地方公共団体に対して資料または意見の提出を求めることを可能とすること。2として重大な事態について、地方の資料や意見も踏まえて国が「個別法の規定では想定されない事態のため個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合」であると認められた場合においては、国が重大な事態に対処するための事務処理について、国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとすること。3として重大な事態において、都道府県と市町村との間の事務処理の調整を国の指示に基づき都道府県が行うことを可能とすること。4として重大な事態において、地方公共団体相互間の応援について国が要求・指示を行い、または職員派遣のあっせん等を行うことを可能とすることが規定されております。

そこで、改正案についてどのように受け止めているのかについてですが、ご質問の「指示権」の行使については、全国町村会では、想定外の事態に万全を期す観点からその必要性は理解するものの、地方自治の本旨等が損なわれないよう範囲を限定すべきであること、災害発生や感染症蔓延時には、県や市町村の意見を聞くなどの仕組みづくりが必要であることなど、意見を述べているところですが、私もそのとおりであると認識しており、そうした受け止め方をしておりません。

また、国においては、こうした意見を受け止めた上での対応と存じますが、法案では国の補充的な指示について、先ほど述べたような、必要な限度において行使すること、地方公共団体に意

見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう規定されているところであり、地方自治体の意思に大きく反する補充的な指示は、現段階では想定できないと認識しており、したがって議員ご懸念の地方自治体への影響も、現段階においては想定は難しいものと認識しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

泉 美和子議員の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 町村会としても要望しているということですので、そのことについてはもちろん同じような意見でありますけれども、1つ、国の権限を強化するのではないかという点で、これまでコロナとか、それから今、能登半島地震とかの例を見て、例えばコロナでは一斉休校とか、お店の制限だとかいろいろあったんですけれども、そういうことを理由にして、そういうことに対して別に国の指示権とかを出さなくても、出したことによってかえって、国が介入することによって、かえって現場の混乱を招いているのではないかという自治体首長の意見などが出されています。

岩手県知事などは、そういう自分の経験として、コロナ禍で、今度地方自治法を改正して行うようなことは必要でなかったと、必要とは認めないと。個別にいろいろ、こういう場合はこの法律が当てはまるとか、こういう場合は個別のやり方、法律でできるのではないかと、そういう意見が各自治体、岩手県知事も言っていますし、各自治体の首長がそのほうが、かえって現場の混乱を招きかねないのではないかという意見が出されています。

それで、この地方自治法改正については、そういう国の指示権を本当に強化していくということが最大の問題で、そして先ほど質問の中でも言いました平和の問題、緊急事態条項、そこに入っていく、そのことが一番私は危惧されるんですけれども、そういう点に関して町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

議員が事例でご紹介しましたコロナの案件については結果論でございますので、もしそうでなかった場合どうなったかの検証はされていないわけですから、一面的な見方で評価することは難しいのではないかと私は思います。

それから、後段の武力の関係に関するご質問ですが、そもそも地方自治法改正にそこまで踏み込んだ想定はしていないと私は認識しておりますし、個人の意思あるいは個人の選択まで踏み込む地方自治法改正内容ではないと認識しております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）

泉 美和子議員の再々質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 緊急事態の問題で、そこまでまず想定されていないというようなことですけれども、多くの弁護士会だとか反対の声明の中では、そのことをすごく危惧しているわけですね。そこが、これからの審議の状況が待たれるわけですけれども、でも衆議院の審議の中では、そのことがすごく問題になっていましたので、そのところとの関係で町長に質問をしたところでした。

以上で終わります。

○議長（森元淑雄） これで、10番、泉 美和子議員の一般質問を終わります。